

## 平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例について

### 1 改正趣旨

令和 2 年 6 月 5 日に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が、さらに令和 3 年 1 月 25 日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

上記に伴い「平塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。

### 2 改正概要

#### (1) 高齢者虐待防止の推進（第 3 条第 5 項、第 21 条第 6 号、第 30 条の 2）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くとともに、虐待防止のための措置を運営規定に定める。（3 年の経過措置）

#### (2) 介護保険関連情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（第 3 条第 6 項）

介護保険関連情報 (CHASE・VISIT) を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上に努める。

#### (3) 管理者要件（第 6 条第 2 項）

令和 3 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、主任介護支援専門員とする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員とすることができる。

#### (4) 質の高いケアマネジメントの推進（第 7 条第 2 項）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、作成したケアプラン総数のうち、一部サービスが位置付けられた割合及び同一事業者によって提供された割合について、利用者に説明を行う。

#### (5) 会議や多職種連携における ICT の活用（第 16 条第 9 号）

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ会議等を活用して実施することができる。

#### (6) 生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応（第 16 条第 20 号の 2）

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する場合、市町村からの求めに応じて当該ケアプランを届け出る。

(7) ハラスメント対策の強化（第 22 条第 4 項）

適切なケアマネジメントを提供する観点から、職場における性的又は優越的な言動により就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じる。

(8) 業務継続に向けた取組みの強化（第 22 条の 2）

感染症や災害が発生した場合に、必要なケアマネジメントが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等を実施する。（3 年の経過措置）

(9) 感染症対策の強化（第 24 条の 2）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施する。（3 年の経過措置）

(10) 運営規程等の掲示に係る見直し（第 25 条第 2 項）

利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、自由に閲覧できるよう備え置くことで、事業所での掲示を代用できる。

(11) 記録の保存等に係る見直し（第 34 条第 1 項）

事業者の業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な記録とすることができる。

(12) 利用者への説明・同意等に係る見直し（第 34 条第 2 項）

利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等書面で行うものについて、電磁的記録により対応することができる。

(13) 管理者要件の適用の猶予（附則第 2 項）

令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予する。

### 3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

ただし、附則第 2 項（上記 2（13））は公布の日、第 16 条第 20 号の 2（上記 2（6））は令和 3 年 10 月 1 日とする。

以 上

## 平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要について

### 1 改正趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が公布されました。

上記に伴い、「平塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。

### 2 改正概要

#### (1) 高齢者虐待防止の推進（第 3 条第 5 項、第 20 条第 1 項第 6 号、第 29 条の 2）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことを義務付けるとともに虐待防止のための措置を運営規程に定める。（3 年の経過措置）

#### (2) 介護保険関連情報の収集・活用と P D C A サイクルの推進（第 3 条第 6 項）

介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### (3) ハラスメント対策の強化（第 21 条第 4 項）

適切なハラスメント対策を強化する観点から、職場における性的又は優越的な言動により就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じることとする。

#### (4) 業務継続に向けた取組みの強化（第 21 条の 2）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。（3 年の経過措置）

#### (5) 感染症対策の強化（第 23 条の 2）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練等の実施を義務付ける。（3 年の経過措置）

## 報告 4 令和 3 年度介護保険制度改正に伴う条例改正について

### (6) 運営規程等の掲示に係る見直し (第 24 条第 2 項)

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、自由に閲覧できるよう備え置くことで事業所での掲示を代用できるものとする。

### (7) 会議や多職種連携における ICT の活用 (第 33 条第 1 項第 9 号)

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ会議等を活用しての実施を認める。

### (8) 電磁的記録による保存等に係る見直し (第 36 条第 1 項)

事業者の業務負担軽減やローカルルールを解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な記録とすることができる。

### (9) 電磁的記録による利用者への説明・同意等に係る見直し (第 36 条第 2 項)

利用者の便性向上や事業者の業務負担軽減観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

## 3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

以 上

## 平塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

### 1 改正趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

上記に伴い「平塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。

### 2 改正概要

#### (1) 高齢者虐待防止の推進（第 3 条第 3 項）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くとともに、虐待防止のための措置を運営規定に定める。（3 年の経過措置）

#### (2) 介護保険関連情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（第 3 条第 4 項）

介護保険関連情報（CHASE・VISIT）を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上に努める。

### 3 施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日

以 上

## 平塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

### 1 改正趣旨

令和 3 年 1 月 25 日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

上記に伴い「平塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定の整備を行うものです。

### 2 改正概要

#### (1) 高齢者虐待防止の推進（第 3 条第 3 項）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くとともに、虐待防止のための措置を運営規定に定める。（3 年の経過措置）

#### (2) 介護保険関連情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進（第 3 条第 4 項）

介護保険関連情報（CHASE・VISIT）を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上に努める。

### 3 施行年月日

令和 3 年 4 月 1 日

以 上